

西沢田自治会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は西沢田自治会という。

(区 域)

第2条 この会の区域は、沼津市西沢田のうち別図に示す区域とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、沼津市西沢田 453 番地の 2、西沢田公会堂に置く。

(目 的)

第4条 この会は、第2条に定める区域の住民が、互いに理解し合い、助け合って地域の諸問題にともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境衛生及び生活環境の改善、向上に関する事。
- (3) 区域内の防災、防犯、交通安全等住民生活の安全確保に関する事。
- (4) 会員相互の福祉、保健及び健康の増進に関する事。
- (5) 青少年の健全な育成支援に関する事。
- (6) 自治会連合会、地区連合自治会及び他自治会との連絡、協調に関する事。
- (7) その他目的達成のために必要な事。

(構 成)

第5条 この会は、尾崎・洞・中村・山崎・日吉台・エンゼルハイムで構成する。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 この会の会員は、正会員及び準会員とする。

- 2 第2条に定める区域に住所を有する家持の個人は、すべてこの会の正会員になることができる。
- 3 第2条に定める区域に住所を有する借家の個人は、すべてこの会の準会員になることができる。
- 4 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 5 会員は総てにおいて、平等・公平に第4条に定める事業の利益を受けることができる。
- 6 会員は、この会の企画する事業に協力する。

(入会金及び会費等)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費及び入会金を又準会員は会費を納入しなければならない。

2 入会金は西沢田公会堂建設積立金に充当する。

(入 会)

第8条 この会に入会しようとする者は、正会員にあつては第19条に定める町内番を経由して会の代表者(以下「会長」という。)に所定の様式をもって届け出るものとする。

2 前項の届け出があつても、正当なる理由がある場合は、これを拒むことができるものとする。

3 新たに区域内に住所を有することとなった個人に対し、会長及び町内番等は、会の目的、規約等を説明し、入会の案内を行うものとする。

(退 会)

第9条 正会員がこの会を退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(資格停止)

第10条 会長は、会員が次の各号の一に該当するときは、協議委員会に諮り、一定の期間その資格を停止できるものとする。

(1) 会費を長期にわたり滞納したとき。

(2) 会員としての著しい義務違反等があつたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会及び資格停止の会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員 等

(本部役員)

第12条 この会に次の本部役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 協議委員 25人以内

(4) 監 査 3人

(本部役員を選任)

第13条 本部役員を選任は、別に定めるところによる選出により、総会の議決を経て行う。

2 監査は、他の本部役員と兼ねることができない。

(本部役員の職務)

第 14 条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は次の会務を行う。

(1) 会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。

(2) 会計事務、総務・庶務事務及び会務の執行に関する事務を分担して処理する。

3 協議委員は、第 24 条第 3 項に定める専門委員会の委員長及び副委員長に就任し、所掌業務の円滑な推進を図る。

4 監査は次の業務を行う。

(1) この会の会計、資産の状況及び役員の実務執行状況を監査する。

(2) 会計、資産の状況及び役員の実務執行状況についての不正の事実を発見したときは、総会において報告する。

(3) 前号の報告を行うのに必要があるときは、協議委員会及び総会の招集を請求する。

(本部役員の任期)

第 15 条 本部役員の任期は 2 年とし、女性委員会役員は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 本部役員に欠員が生じたときは、該当町内で直ちに選任の上、会長が指名して補充することができる。補充された本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 本部役員は、第 9 条第 2 項に定めるところにより退会した場合を除き、辞任したとき又は任期満了の場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(本部役員の解任)

第 16 条 本部役員が次の各号の一に該当すると認められるときは、総会の議決によりこれを解任することができる。ただし、その本部役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障等により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 本部役員たるに適しない非行、不法行為又は職務上の義務違反があったとき。

(顧問及び相談役)

第 17 条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、協議委員会の選出により会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(本部役員の報酬等)

第 18 条 会長は、本部役員に対して総会の議決を経て、別に定める額の報酬等を支給することができる。

(町内役員)

第 19 条 この会は、各町内に帳元及び町内番を置く。

- 2 帳元は、町内番のまとめ役としての役割を果たし、必要に応じて町内集会を招集し、自治会の活動状況の連絡、会員の要望等を取りまとめる。また、会長の要請があるときは協議委員会に出席する。
- 3 町内番は、この会の事業目的達成のため、各町内の諸事について遺漏のないよう、世話人としての役割を果たす。
- 4 町内番の構成は各町内で定める。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 20 条 この会の会議は総会、協議委員会及び町内集会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第 21 条 総会は世帯を代表する正会員をもって構成する。

- 2 協議委員会は、監査を除く本部役員をもって構成する。ただし、会長が指名し、協議委員会の同意を得た関係者を参加させることができる。
- 3 町内集会は、各町内の正会員をもって構成する。

(議決事項)

第 22 条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 重要な契約及び重要な負担行為に関すること。
 - (4) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 協議委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
 - 3 町内集会は、次の事項を議決する。
 - (1) 協議委員会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) その他協議委員会の議決を要しない各町内の運営に関すること。

(総 会)

第 23 条 通常総会は毎年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、協議委員会が必要と認めたとき又は世帯を代表する正会員の 3 分の 1 以上若しくは監査から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(協議委員会)

第 24 条 協議委員会は毎月又は会長が必要と認めたとき若しくは協議委員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

- 2 協議委員会に協議委員の互選により選出された協議委員長を置く。協議委員長は、協議委員会の議事進行を図るとともに、自治会運営を遺漏なきよう配慮する。
- 3 協議委員会に別に定める専門委員会を置き、所定の活動を行う。
- 4 各委員長は活動の推進に当たり、他の委員会の協力を必要とする場合には、協議委員会で提案し協力を要請することができる。
- 5 各委員会は、各町内より選出された若干名の委員により構成され、任期は 1 年とする。

(会議の招集)

第 25 条 総会及び協議委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第 23 条第 2 項の規定による請求があったときは、それから 30 日以内に総会を、前条第 1 項の規定による請求があったときは、20 日以内に協議委員会を招集しなければならない。
- 3 総会及び協議委員会を招集する場合、会長は正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び会場等を記載した文書をもって、少なくとも開催日の 5 日前に通知しなければならない。ただし、協議委員会の招集については、この限りではない。

(会議の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

- 2 協議委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 会議は、総会及び町内集会にあっては世帯を代表する正会員の、協議委員会にあっては協議委員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 28 条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか出席正会員の過半数をもって決する。

- 2 協議委員会の議事は、出席協議委員の過半数をもって決する。
- 3 会議の表決において、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(書面議決)

第 29 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員又は協議委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は本部役員の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数、又は本部役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 開催目的及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。

第 5 章 地域組織等との協力

(地域組織等との協力)

第 31 条 この会は、地域における子供会その他区域内の連携、親睦等を図るための諸組織又は各種行政委員等との協力を通じて、第 4 条に定める目的の達成に努めるものとする。

(連合組織)

第 32 条 この会は、区域を越える広域的問題等に対処するため、自治会連合会及び地区連合自治会に参加して、連絡調整を行う。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 33 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金及び寄付物品
- (4) 事業活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(公会堂)

第 34 条 この会の公会堂に関する規程及び長寿会館使用に関する規程は、別にこれを定める。

(資産の管理)

第 35 条 資産は、会長が管理し、その方法は協議委員会の議決により定める。

- 2 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 36 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この会の事業計画及び収支予算は第 22 条による。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず予算の成立前の執行については、会長は、協議委員会の承認を得て、前年度予算と同額以下の暫定予算を定め、これを執行することができる。
- 3 前項の暫定予算は、総会において報告し、当該事業年度の予算が成立したときその効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなすこととする。

(事業報告及び収支決算)

第 38 条 この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後 3 月以内にその年度末の財産目録とともに、監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 39 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 40 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 41 条 この会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号までの規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 42 条 この会の解散のとき有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、その会と類似する目的を有する団体に寄付すること等をもって処分を決定する。

第 8 章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 43 条 この会は、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿等を備え付けて置かなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員に関する書類
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 総会及び協議委員会の議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(委 任)

第 44 条 この規約の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、協議委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

本規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規約の廃止)

西沢田自治会規約（平成 21 年 3 月 29 日整理・改変し再発行）は、廃止する。

(規約第8条様式)

西沢田自治会 入会届出書

西沢田自治会長 様

この度、私は西沢田地区住民となりましたので、「西沢田自治会」への入会を届け出ます。

年 月 日

住 所 _____

ふりがな
氏 名 (世帯主) _____ (印)

西沢田自治会 会員名簿

町内名 : _____

電話番号 _____

同居の親族など

氏名	続柄	性別	年齢	職業
	世帯主			

注1) 職業は会社員、自営業、農業、学生、主婦、無職、その他などとして下さい。

注2) 本名簿は自治会三役で厳重管理し、個人情報保護法を遵守いたします。